

技術者の適正配置について（改正）

1. 現場代理人

建設業法第 19 条の 2 第 1 項の規程により、請負人は請負契約の履行に関し 工事現場に現場代理人を置く場合においては、当該現場代理人の行為についての注文者の請負人に対する意見の申出の方法を書面により注文者に通知するようになっています。

岐阜市では、岐阜市建設工事執行規則第 20 条の規程により、全ての工事において配置することを原則（注）としています。

（注）

130 万円を超える工事においては、岐阜市建設工事標準契約書第 10 条で配置を求めており、130 万円以下の工事については、請書による契約のため設置の規程は明記していませんが、工事の適正な施行を行うため設置を求めています。

なお、30 万円未満の工事については省略することも可能としております。（建設工事執行規則第 5 1 条第 1 項）

現場代理人の設置については、次のことにご留意願います。

- (1) 現場代理人とは、受注者の代理人として、工事現場の運営・取締りなど、工事の施工に関する一切の事務を処理する者を言います。必ずしも技術者資格を要するものではありません。
- (2) 直接的かつ恒常的な雇用関係（正社員：3 ヶ月以上の継続雇用）があること。
- (3) 工事現場に常駐し、その運営、取締り等を行うこととなっているため、他の工事と重複することはできません。
- (4) 現場代理人の途中交代は可能です。

2. 主任・監理技術者

建設業法第 26 条の規程により、建設業者は、建設工事の現場にその工事について一定の資格、または施行実務の経験を有する主任技術者、または監理技術者を置くこととなっています。また、公共性のある工作物に関する重要

な工事で政令で定めるものについては工事現場ごとに、専任の技術者等を置くこととなっています。

壱岐市では、建設工事執行規則第 20 条の規程により、**4,000** 万円（建築一式工事については **8,000** 万円）以上の工事を施工しようとする場合は、必ず工事現場毎に専任の監理技術者又は主任技術者を配置しなければなりません。

（※なお、専任の監理技術者については、1 級の技術検定合格者等一定の国家資格者（国土交通大臣認定者を含む）で監理技術者資格者証の交付を受け、過去 5 年以内に監理技術者講習を受講したことを示す「監理技術者講習終了証」を有する者でなければなりません。）

(1) 主任技術者を置く工事

建設業者は、許可区分が「特定」「一般」を問わず、また、「元請」、「下請」を問わず、さらに請負代金の額にかかわらず、すべて主任技術者を置かなければなりません。

(2) 監理技術者を置く工事

建設業者が発注者から直接請け負った工事の施工で、下請契約の総額が **4,500** 万円（建築一式工事は **7,000** 万円）以上となる場合は、特定建設業の許可を受けていなければならず、主任技術者に替えて監理技術者を置かなければなりません。（根拠法令：建設業法第 26 条第 4 項）

【注意】

壱岐市では、請負対象設計金額が 5,000 万円以上の場合（建築一式工事の場合は 6,000 万円以上）は、特定建設業の許可及び監理技術者の配置を求めます。

(3) 主任・監理技術者の資格要件

- ① 直接的かつ恒常的な雇用関係（正社員）であること。ただし、専任の場合は、指名競争入札に付する場合にあっては入札の執行日、随意契約による場合にあっては見積書の提出日以前に 3 ヶ月以上の雇用関係があること。
- ② 公告において定める指定工種に対応する資格を有すること
（主任技術者の場合：建設業法第 7 条 2 号による）
（監理技術者の場合：建設業法第 15 条 2 号による）

- (4) 専任技術者を配置（**4,000**万円未満の工事）しない場合の取扱
建設業法第26条第3項に該当しない（専任技術者の配置を求めない）工事については、次の要件を全て満たす場合に限り、他の工事現場の技術者との兼務を認める。ただし、**1人の技術者が兼務できるのは、3箇所まで、かつ、それぞれの請負金額の合計が4,000万円（未満）まで限度とする。**
- イ) 技術者を兼務することが実際に可能であり、それぞれに期待される役割が十分に果たせること。
 - ロ) 工事現場が隣接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制（市内業者の場合は可能と認めます）にあること。

3. 営業所専任技術者の取扱

- (1) 営業所専任技術者とは
建設業法第7条第2号において、建設業の許可要件として、建設業者は営業所ごとに、また許可を受けようとする建設業ごとに専任の技術者を置かなければならないとされています。
「専任」とは、その営業所に常勤し、専らその職務に従事することを意味します。なお、1人で複数工種の専任技術者を兼務することが可能です。

※営業所専任技術者と専任の主任技術者とは、全く異なる立場の技術者であるので、注意してください。

- (2) 現場代理人との兼務について
現場代理人は、工事現場に常駐しなければならないため、営業所専任技術者との兼務は出来ません。ただし、**請負金額が130万円以下の場合で、次の要件を満たし、さらに、他に配置する者がいない場合は1件のみ認める場合がある**こと。
- イ) 営業所専任技術者と現場代理人を兼務することが実際に可能であり、それぞれに期待される役割が十分に果たせること。
 - ロ) 当該営業所において請負契約を締結すること。
 - ハ) 工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制（市内業者の場合は可能と認めます）にあること。

(3) 主任技術者または監理技術者との兼務について

主任技術者または監理技術者が専任を要する場合を除き、次の要件を満たせば、営業所専任技術者との兼務を 2 箇所まで、かつ、それぞれの請負金額の合計が 4,000 万円（未満）まで認めるものとする。

- ・ 当該営業者において請負契約が締結された工事
- ・ 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所との間で常時連絡が取れる体制（市内業者の場合は可能と認めます）にあること。

4. 「技術者確認届出書」及び「配置予定技術者」の提出

(1) 技術者確認届出書

※内容に変更があった場合には、その都度提出をお願いします。

(2) 配置予定技術者について

請負金額 4,000 万円以上（建築一式については 8,000 万円以上）の工事については、市が指定する様式及び方法により提出すること。

指名競争入札による場合 「配置予定技術者の届出書」
制限付き一般競争入札による場合 「配置予定技術者に関する調書」

ま と め ！

○現場代理人は、

- ・ 常駐ですから他の工事現場との兼務はできません。1人1現場です。

○主任技術者・監理技術者は、

- ・ 4,000万円以上の工事は専任ですので、1人1現場です。
- ・ 4,000万円未満の工事については、1人3箇所まで、かつ、その請負金額の合計が4,000万円を超えない場合について他の工事現場の主任・監理技術者を兼務することを認めます。

○営業所専任技術者は、

- ・ 130万円を超えない工事1件のみ、現場代理人となることを認めます。
- ・ 4,000万円未満の工事については、2箇所までかつ、その請負金額の合計が4,000万円を超えない場合について主任・監理技術者との兼務を認めます。